

## 東広島市立小中学校遠距離通学児童生徒通学支援 に関する要綱の一部改正について

### 1 目的、概要

遠距離通学を行う児童生徒の保護者負担の軽減を図るため、東広島市立小中学校遠距離通学児童生徒通学支援に関する要綱（平成23年東広島市告示第107号）を、一部改正した。

### 2 改正内容について

(1) 公共交通機関で通学する児童生徒の通学費補助について、補助率を10分の7から10分の10に引き上げ、保護者負担額を0円とする。

※ 現行の保護者負担額：上限1,000円/月

(2) 特認校への通学費補助を新設し、自動車による送迎に係る燃料費相当額を補助対象とする。補助率は10分の5とする。

(3) スクールバスの運行に係る利用料を無料とする。

※ 現行の利用料

- ・ 学校の統廃合や移転に係るスクールバス：無料
- ・ その他のスクールバス：定期券相当額の運賃の10分の3（当該額が月に1,000円を超えるときは月額1,000円）

### 3 施行日

令和6年4月1日